

日本セーリング連盟 委員会運営ガイドンス

(専門委員会の設置及び廃止)

第1条

連盟は寄附行為第35条に基づき専門委員会を設置する。

又連盟は必要に応じ各種の専門委員会等を改廃することが出来る。

原則として各委員会の設置期間は2年間とし、2年ごとに理事会において継続するか廃止するか検討する事とする。

2 各専門委員会は必要に応じて小委員会を設置もしくは廃止する事ができる。

3 機関

別紙 専門委員会、特別委員会 構成図

(委員会委員長、副委員長)

第2条

委員会にそれぞれ委員長1名、副委員長若干名を置く、委員会の委員は理事会の同意を得て、会長がこれを委嘱する。

委員長、副委員長の任期は2年間とし、再任を妨げないが、委員長については原則として連続2期を超えて同一委員会の委員長に任命されないよう配慮する。また、任期の途中でも交代することが出来るものとするが、残任期間をもって1期とする。

2 . 委員長は当該委員会の委員を指揮監督し所管の業務を遂行する。

3 . 委員長は必ずしも理事である必要はないこととする。

4 . 委員長及び担当理事は理事会の要請がある場合には、理事会において所轄業務について報告しなければならない。

5 . 任期中の委員長の交代は理事会の議決による事とする。

(委員)

第3条

委員は委員長と会長が推薦し理事会の同意を得て会長が委嘱する

小委員会の委員長、委員については、専務理事が委嘱する。

(委員会の役割と運営)

第4条

(1) 各委員会は所掌内容を明確にする為の権限と委任事項についての記述を作成し理事会の承認を得る事。

(2) 委員会の事業計画は予算要求と共に、事業内容とその効果についても詳細に記述し、常任委員会で調整の上理事会に提出される。

(3) 委員会は理事会で決定された政策に基づき実行計画作成、関連規則の作成、評価の取りまとめを行う。

(4) 委員会は理事会に対し、自ら政策上の提案を行う事が出来る。

(5) 連盟に提出された提案議題に対して、理事会から要求がある場合には、その関連専門委員会は内容を審議し、結果を理事会に報告する事とする。

(6) 理事会から関連委員会に委ねられた規則等について、内容の保守と解釈に責任を持ち、加盟団体、特別加盟団体会員への配布、教育、周知徹底を担当する。

規則等の変更、改訂については、理事会の承認を得る事を基本とする。

- (7) 各委員会は ISAF 及び関係各国から発行、連絡される、規則、ガイダンス、連絡情報等に対する意見、提言及びその解釈を理事会に報告する。ISAF への提言、提案（サブミッション）は各委員会が毎年 7 月中旬を目途に作成する。又 ISAF 各委員会での意見、討議への参加は JSAF より代表される各 ISAF 委員に依頼されるものとする。
- (8) 国際関係を含む外部団体、政府機関などに対する JSAF を代表する意見の委譲については、JSAF 規則 規程の変更を伴わない範囲で委任される事し、重要案件に対しては理事会へ報告もしくは、議決を求める事を基本とする。
- (9) 委員会の構成は 15 名以内を基準とし、抑制と均衡が保たれた委員構成を形成することとし、必要に応じて小委員会を設置することが出来る。
- (10) 委員会は委員会開催の議題と日時場所を公示し、担当理事以外の理事の出席も認めることとする、議決には担当理事の出席を原則とする。
委員会は議事録作成の義務が有り閲覧できるようにしなければならない。
- (11) 必要に応じ担当理事を中心に部門別委員長会議や部門間連絡会議の開催も有るものと考えられるが、討議概要を記録し公開する。
- (12) 基本的には、各委員会ごとに事務局を置き、資料の作成、コピー、配布、議事録の配布等について各委員会負担とし、JSAF 本部事務局の労務負担を出来る限り軽減する事とする。
- (13) 会計処理に付いては別に定める連盟経理規程、経理事務規則、決裁規程による事とし、例外を認めない。四半期毎に会計報告（記載事項は別途定める）を、担当理事を通じて事務局に提出する。
- (14) 予算執行についても、事業計画に基づくと共に、事業計画評価、支払い発生前評価、事後評価を行うこととする、その評価については委員から提出された評価資料に基づき常任委員会が行う。
年度末には事業報告と共に収支報告書を常任委員会に提出し、事業の効果の評価を受ける。
委員会毎に、事業進捗がチェックできる帳票、事業毎に 1 枚のシートで予算、見積もり、発注、支払いのチェックが出来る帳票を作成する。
- (15) 特に専門性の高い委員会においては、その業務を外注契約として発注することを認めるが、その発注について公募と競合見積もりを基本とする。
- (16) 委員会会議開催公示、議事録公布は出来るだけインターネット JSAF ホームページを利用することを基本としホームページを公式公示として使用する。
電子メールも公式媒体とする

この委員会運営ガイダンス は平成 13 年 5 月 27 日から施行する。

2001.5.12

財団法人 日本セーリング連盟理事会組織図(案)

